

資料№ 1

水道料金・下水道使用料改定の経緯

	水道料金		下水道使用料	
	水道料金改定	水道料金統一	下水道使用料改定	下水道使用料統一
H19.10.1	～H23.9.30まで 基本料金 10mまで 1,500円 超過料金 11mから 248円	上水道地区および一部簡易水道地区の水道料金を口径別料金に統一（市内約70%が統一料金となる）	～H25.9.30まで 旧市町村により異なる料金 20m3あたり	
H20.10.1	20m ³ 3,980円 内税 5%	畑野・小倉簡易水道、丸山・浜河内簡易水道、多田簡易水道 水道料金統一（市内約80%が統一料金となる）	両津：5,054円 相川：5,040円 国仲：4,830円	
H23.4.1		小木町簡易水道、沢崎簡易水道、羽茂簡易水道、大滝簡易水道、赤泊簡易水道の料金を統一	小木：3,550円 羽茂：5,250円 赤泊：4,600円 多田漁集：4,200円	
H23.10.1	水道料金改定 基本料金を300円値上げする 基本料金 10mまで 1,800円 超過料金 11mから 248円 20m ³ 4,280円 内税 5%			
H25.10.1				旧市町村単位で異なっていた下水道使用料を統一 基本料金 10m ³ まで 1,800円 超過料金 11m ³ から 230円 20m ³ 4,100円 内税 5%
H26.4.1	消費税増税により水道料金を改定する（消費税率5%→8%） 基本料金 10m ³ まで 1,852円 超過料金 11m ³ から 255円 20m ³ 4,402円 内税 8%	岩首簡易水道、前浜簡易水道の料金を統一する。	消費税増税により下水道使用料を改定する（消費税率5%→8%） 基本料金 10m ³ まで 1,852円 超過料金 11m ³ から 236円 20m ³ 4,212円 内税 8%	
H27.4.1		両津大川簡易水道、水津簡易水道、見立簡易水道、鷺崎簡易水道の料金を統一		
H28.4.1		市内全域の水道料金を統一		
R1.10.1	内税から外税に変更し、消費税増税により水道料金を改定する（消費税率8%→10%） 基本料金 10m ³ まで 1,715円 超過料金 11m ³ から 236円 20m ³ 4,482円 外税 10%		内税から外税に変更し、消費税増税により下水道使用料を改定する（消費税率8%→10%） 基本料金 10m ³ まで 1,715円 超過料金 11m ³ から 218円 20m ³ 4,284円 外税 10%	